

千葉県告示第806号

千葉県収納代理金融機関について、次のとおり変更しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示します。

令和5年9月29日

千葉市長 神谷俊一

1 取扱事務の変更

みずほ信託銀行株式会社の取扱事務「公金（市税及び県民税を含む。）の収納事務」を「公金（市税及び県民税を含む。）の収納事務（店舗窓口での収納を除く。）」に変更する。

2 変更年月日

令和6年4月1日